

令和8年度山梨県職員獣医師【衛生】

選考採用試験（第4回）案内

獣医師選考採用試験のポイント

- 試験科目は論文試験と人物試験のみで、教養試験や専門試験はありません。
- また、多くの方がチャレンジしやすい試験にするため、受験可能な年齢の上限を62歳未満に引き上げています。
- 技師又は主任での採用を基本としますが、民間企業等での職歴や年齢などを勘案し、より上位の職である副主査又は主査で採用される場合があります。

1 試験職種、採用予定人員及び職務内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
獣医師【衛生】	3名程度	福祉保健部の本庁、保健所、食肉衛生検査所、動物愛護指導センターなどにおいて、食品衛生、動物愛護管理、試験研究、と畜検査等の業務に従事します。

2 受験資格

- (1) 昭和40年4月2日以降に生まれた者で、獣医師の免許を有する者又は令和9年において最初に実施される獣医師国家試験により当該免許取得見込みの者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ① 日本国籍を有しない者
 - ② 地方公務員法第16条に該当する者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日及び試験会場

地震、台風等の災害等により、試験日や試験会場が変更になる場合があります。
変更する場合には山梨県 福祉保健部 福祉保健総務課のホームページ
(<https://www.pref.yamanashi.jp/hokensom/index.html>)に掲載しますので、試験前日及び試験当日に必ず最新の情報を確認してください。

(1) 試験日

論文試験、人物試験Ⅰ 令和8年10月3日（土）

（受付時間：午前8時45分から8時55分まで）

人物試験Ⅱ 令和8年10月3日（土）～4日（日）のいずれか1日

（受付時間等については、受験申込受付後にお知らせします）

- (2) 試験会場 山梨県庁防災新館（山梨県甲府市丸の内一丁目 6－1）

4 試験の方法

試験種目 (時間)	配点	内 容
論文試験 (90 分)	(50 点)	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力・政策形成力等についての記述式による試験
人物試験Ⅰ (90 分)	(50 点)	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについての検査
人物試験Ⅱ (25 分)		表現力、積極性、職務遂行能力等についての個別面接

※この選考採用試験の合格者については、最終選考として山梨県人事委員会による個別面接を行います。（日時・場所等については、該当者へ別途通知します。）

5 受験手続等

(1) 問い合わせ先

山梨県福祉保健部 福祉保健総務課 総務経理担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6－1（県庁本館 5 階）
電 話 0 5 5－2 2 3－1 4 4 1
F A X 0 5 5－2 2 3－1 4 4 7

(2) 申込方法

「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」により行ってください。

やまなしくらしねっと
申込みページ

(<https://apply.e-tumo.jp/pref-yamanashi-u/>)

なお、インターネット申込みができない方や受験上の配慮を希望される方は、9 月 9 日（水）までに上記問い合わせ先までお問い合わせください。

○ご利用のパソコンやインターネット環境によってはこのシステムを利用できない場合があります。

詳しくは「やまなしくらしねっと」のページで確認してください。

また、受験票の印刷にはプリンタが必要となりますのでご注意ください。

○申込は受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。予期せぬ機器停止や通信障害などが発生した場合には受付ができませんが、この場合のトラブルについては一切責任を負いかねますので、十分注意してください。

(ア) 申込項目の入力・送信

「やまなしくらしねっと」のページにアクセスしてください。

○「検索メニュー」の「手続き名」に、「獣医師 選考採用試験」を入力・検索し、手続きを選択してください。

○なお、この「手続き」については、「利用者登録」の必要はありません。

○説明と利用規約を読み、同意後、連絡先となるメールアドレスを入力・送信してください。

○その後、折り返し電子メールに記載された URL にアクセスし、本申請に進み、各項目の入力・送信を行ってください。

○申請画面からダウンロードできる面接カードを印刷、記入の上、試験 1 日目に必ず持参してください。



※申込データの到達（データが到達すると【到達通知メール】を送信しますので、必ず確認してください。）から土曜日・日曜日・祝日を除いて2日程度で【仮受付通知メール】（申込みを確認したことを伝えるメール）を送信します。

4日以上経過しても【仮受付通知メール】が到達しない場合には、上記問い合わせ先に連絡してください。

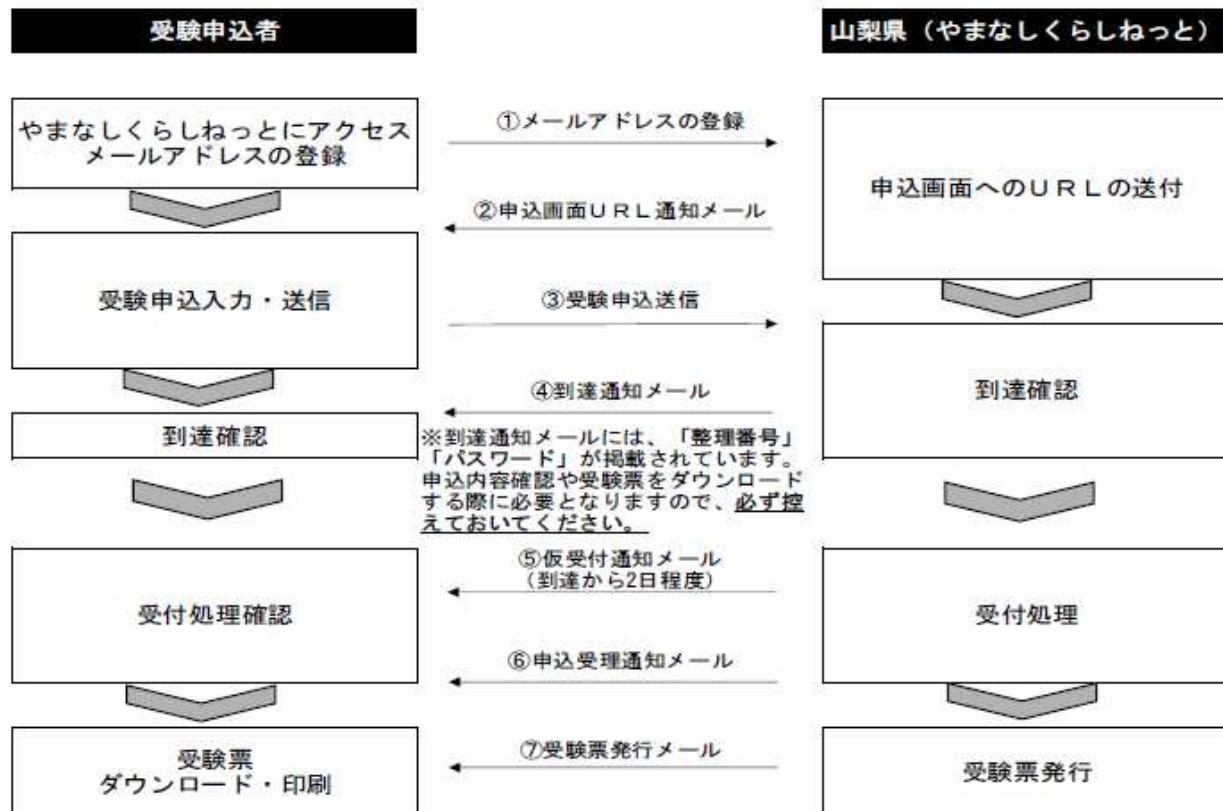
その後、申込内容を確認し受理したところで【申込受理通知メール】を送信します。

※【到達通知メール】には、「整理番号」「パスワード」が記載されています。申込後に「申込内容照会」を利用し、内容確認や受験票をダウンロードする際、必要となりますので、必ず控えてください。

(イ) 受験票の印刷

受験票は次の方法により印刷し、試験当日に必ず持参してください。（受験票は郵送しませんのでご注意ください。）

- 受験票の発行準備ができると、福祉保健総務課から「受験票」の【受験票発行メール】が届きます。
- 「やまなしくらしねっと」・「申込内容照会」で、「整理番号」及び「パスワード」を入力し、照会してください。
- 「申込詳細」のページの「返信添付ファイル1」が「受験票」となりますので、この受験票を印刷してください。
- 受験票には、申込前6か月以内に撮影した写真（タテ4cm・ヨコ3cm、上半身（胸から上）、脱帽正面向きのもの）を貼り、試験当日に必ず持参してください。受験票に写真がない場合は受験できません。



(3) 受付期間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月16日（水）

(4) 当日のお願い

(2) (ア) で印刷して記入した面接カード、(2) (イ) で印刷して写真を貼った受験票及び、獣医師免許をお持ちの方は免許証の写しを必ず試験1日目の10月3日(土)にお持ちください。

6 合格者の決定方法

選考採用試験の合格者は、試験種目の合計得点の高い順に決定します。ただし、試験種目等にそれぞれ一定の基準があり、一つでも該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがあります。

7 合格発表

発表日、発表方法は試験当日に連絡します。

この案内に定める選考採用試験の合格者には、後日、人事委員会による最終選考が実施され、これを経て採用が決定されます。実施日時等については、該当者に別途通知します。

最終選考合格者のうち獣医師免許を有していない者で、令和9年において最初に実施される獣医師国家試験により当該免許を取得できない者は、採用される資格を失います。

8 給与(令和8年4月現在)

採用試験に合格し採用される者の初任給(初任給調整手当及び地域手当を含む。)は、約284,400円です(大卒(6年制)の例)。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算されます。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給されます。

9 その他

- (1) この選考採用試験の試験成績は、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例第19条の規定により、簡易な手続きによる保有個人情報の提供の申出をすることができます。なお、電話、はがき等による申出では提供できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類(マイナンバーカード、運転免許証、学生証等)を持参の上、平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時の間に提供場所に直接おいでください。

提供する内容	提供期間	提 供 場 所
試験種目別得点、総合得点及び順位	合否通知を発送した日から1か月間。ただし、合格者については、最終選考結果通知を発送した日から1か月間。	山梨県福祉保健部福祉保健総務課 (山梨県庁本館5階) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

- (2) 令和8年12月25日に施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、こどもと接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)、こども性暴力防止

法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

※ 注意事項

- ・ 試験当日、受付時間に遅れた者は受験できません。
- ・ ただし、公共交通機関の不通・遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。